

問 1

不動産所得に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 生駒さんがビルを新築し賃貸を開始した翌年の2026年におけるビル賃貸業の予想収支等が以下のとおりである場合、2026年のビル賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せずに不動産所得の金額の30%として計算し、実際の納税の時期にかかわらず、2026年の支出に含めて計算するものとする。

・ 家賃収入金額	3,500万円
・ 固定資産税	630万円
・ 減価償却費	950万円
・ 借入金に係る元金返済額	1,300万円
・ 借入金に係る利子支払額	250万円
・ 2026年分として支払うその他必要経費の金額	205万円
・ 青色申告特別控除額	65万円

※未収、未払等の経過勘定項目は発生していないものとする。

1. 630万円
2. 695万円
3. 1,085万円
4. 1,115万円

(問題 2)

(設問B) 生駒さんは、不動産賃貸に関する必要経費について調べてみた。不動産所得の金額の計算上、必要経費の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 適切な管理をしている空室について賃借人を募集中の場合、空室となっている期間のその空室部分に係る減価償却費は、必要経費に算入することができない。
2. 貸付けの用に供している建物に係る地震保険料は、地震保険料控除の適用対象となるため、必要経費に算入することができない。
3. 貸室を改装するために賃借人に支払った立退き料は、必要経費に算入することができない。
4. 賃貸用不動産の所有者が、その一部を無償で親族に貸し付けている場合、その無償で貸し付けている部分に係る固定資産税は、必要経費に算入することができない。

問2

個人事業に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題3)

(設問A) 数年前から個人で医業を営んでいる浅尾さんは、青色申告の承認を受けて確定申告をしている。浅尾さんの2025年分の診療収入等が以下のとおりである場合、浅尾さんの2025年分の所得税の確定申告における事業所得の金額として、正しいものはどれか。なお、浅尾さんが適用を受ける青色申告特別控除の金額は65万円とし、2025年分の事業所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

[診療収入]

- ・ 社会保険診療収入 14,000,000円
- ・ 自由診療収入 3,500,000円

[必要経費]

- ・ 医薬品等原価 2,500,000円
- ・ 減価償却費 3,500,000円
- ・ その他経費 5,000,000円

※必要経費はいずれも社会保険診療収入および自由診療収入に共通して要するものであり、下記診療実日数の比率に応じて按分するものとする。

[診療実日数]

- ・ 社会保険診療収入に係る診療実日数 1,800日
- ・ 自由診療収入に係る診療実日数 200日

[租税特別措置法第26条の規定による必要経費の額]

社会保険診療報酬の額 (A)	必要経費の額
25,000,000円以下	(A) × 72%
25,000,000円超 30,000,000円以下	(A) × 70% + 500,000円
30,000,000円超 40,000,000円以下	(A) × 62% + 2,900,000円
40,000,000円超 50,000,000円以下	(A) × 57% + 4,900,000円

1. 6,770,000円
2. 5,850,000円
3. 5,670,000円
4. 4,250,000円

(問題4)

(設問B) 村瀬さんは、2025年7月に以下の中古資産を購入し、直ちに事業の用に供している。村瀬さんの2025年分の所得税における事業所得の計算上、それぞれの資産において適用する耐用年数の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、それぞれの減価償却資産は、少額減価償却資産には該当しない資産であり、残存使用可能期間を見積もることが困難で、減価償却資産の耐用年数等に関する省令において定められた簡便な計算方法による耐用年数とする。

減価償却資産	法定耐用年数	経過年数
マンション	47年	19年
営業用車両	6年	6年

1. マンション 28年 営業用車両 1年
2. マンション 28年 営業用車両 2年
3. マンション 31年 営業用車両 2年
4. マンション 32年 営業用車両 1年

問3

各種の所得金額に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題5)

(設問A) 五十嵐さんは、父の死亡により2025年中に以下の死亡保険金を受け取った。この場合における五十嵐さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき一時所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに一時所得に該当する所得はないものとする。

	RM保険	RP保険
保険種類	終身保険	終身保険
被保険者	五十嵐さんの父	五十嵐さんの父
保険契約者(保険料負担者)	五十嵐さん	五十嵐さん
死亡保険金受取人	五十嵐さん	五十嵐さん
支払保険料の総額	1,300万円	970万円
死亡保険金	1,500万円	1,000万円
保険料の払込方法	月払い	一時払い
保険金の受取方法	一時金	一時金
契約日から死亡保険金受取りまでの期間	22年	4年

- ・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。

1. 75万円
2. 90万円
3. 115万円
4. 230万円

(問題6)

(設問B) 近藤さんは、2025年中に保険金等を以下のとおり一時金で受け取っている。この場合における近藤さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

	R J 生命保険	R W 生命保険	R Z 生命保険
契約年月	1998年7月	2001年4月	2002年10月
保険金等の内容	入院給付金 手術給付金	死亡保険金	解約返戻金
保険金等の収入金額	60万円	1,000万円	370万円
支払保険料の総額	30万円	820万円	240万円
保険契約者(保険料負担者)	近藤さん	近藤さんの父	近藤さん
被保険者	近藤さん	近藤さんの父	近藤さん
保険料の払込方法	月払い	月払い	一時払い

- ・支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の総額である。
- ・入院給付金と手術給付金は、2025年8月に近藤さんがケガで入院した際、受け取ったものである。

1. 40万円
2. 55万円
3. 130万円
4. 145万円

(問題7)

(設問C) 米田さんは、住宅ローンの繰上げ返済を行うために、以下の資産の譲渡を検討している。これらの資産を2025年12月に譲渡した場合、米田さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

資産名	取得年月	取得費	譲渡価額	譲渡費用
ゴルフ会員権	2018年3月	180万円	200万円	6万円
骨董品	2021年5月	254万円	320万円	0円

1. 23万円
2. 26万円
3. 30万円
4. 36万円

問4

個人のリタイア後に生じる所得に係る税金に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
	130万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5 万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円
	330万円 超 410万円 以下	$(A) \times 25\% + 27.5$ 万円
	410万円 超 770万円 以下	$(A) \times 15\% + 68.5$ 万円
	770万円 超 1,000万円 以下	$(A) \times 5\% + 145.5$ 万円
	1,000万円 超	195.5 万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

（注）課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%

(問題8)

(設問A) 会社員の細川さんは、定年が近くなり、退職一時金について試算することにした。以下のとおり退職一時金が支給された場合、細川さんが受け取る退職一時金の税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割については考慮しないものとする。

退職一時金の受取年月日(退職日)	2025年11月30日
退職一時金の支給額	1,950万円
勤続年数	30年7ヵ月(職務上のケガによる休職期間10ヵ月が含まれている)

- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではないものとする。
- ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出されているものとする。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 18,787,500円
2. 19,077,500円
3. 19,147,500円
4. 19,215,000円

(問題9)

(設問B) 妹尾さんは、老後のことを考えて貯蓄性のある生命保険に加入している。妹尾さんが68歳になる2025年中に受け取る保険金等が以下のとおりである場合、妹尾さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、妹尾さんの2025年中の所得は以下の保険金等の受取りのみである。

種類	内容	金額	備考
S A生命保険からの受取額	養老保険の満期保険金(保険期間15年)	210万円	既払込保険料は130万円である。
	個人年金の受取額(年額)	30万円	必要経費は15万円である。保険料はすべて妹尾さんが負担している。
公的年金の収入金額	老齢基礎年金および老齢厚生年金	205万円	—

1. 125万円
2. 140万円
3. 150万円
4. 235万円

(問題 10)

(設問C) 69歳になる布施さんは、20年前に父から相続（限定承認ではない）した絵画を、2025年中に売却する予定である。布施さんの2025年における収入等が以下のとおりである場合、布施さんの2025年分の所得税の金額として、正しいものはどれか。なお、譲渡費用は考慮しないものとする。

	金額	備考
個人年金保険の受取年金（年額）	35万円	必要経費は25万円である。
遺族厚生年金	60万円	—
老齢基礎年金	70万円	—
絵画の譲渡収入	300万円	父が購入した取得価額は50万円であるが、取得日は不明である。
所得控除額	80万円	—

1. 15,000円
2. 25,000円
3. 55,000円
4. 65,000円

(問題 11)

(設問D) 取締役の山岸さんは、22年2ヵ月勤務した会社を2025年6月に退職し、退職一時金1,000万円を受け取るとともに、中小企業基盤整備機構から750万円の退職一時金の支給を受けた（小規模企業共済の加入期間は18年で勤務先における勤続期間に含まれている）。山岸さんの2025年分の所得税の計算上、これらの退職金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出しており、障害者になったことを基因とする退職ではない。また、過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 370万円
2. 440万円
3. 515万円
4. 740万円

(問題 1 2)

(設問E) 小原さんは2025年11月に個人で雑貨の販売店を開業する予定である。小原さんが開始する事業に係る各種届出に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 給与の支払人員が常時10人未満となる事業者が対象の源泉所得税の納期に係る特例は、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を2025年11月に提出した場合、同月に支払いが行われた給与等の源泉徴収分から適用される。
2. 事業を開始した日から2ヵ月以内に「所得税の青色申告承認申請書」を提出すれば、2025年分より青色申告書を提出することができる。
3. 2025年中に「消費税課税事業者選択届出書」を提出すれば、2025年分の消費税から課税事業者となることができる。
4. 2025年1月1日から消費税の適格請求書発行事業者の登録を受けようとする旨を記載した「適格請求書発行事業者の登録申請書」を2025年中に提出した場合、2025年1月1日に適格請求書発行事業者の登録を受けたものとみなされる。

(問題 1 3)

(設問F) 千田さんは、個人で営んでいる雑貨の販売店の開業に際して、生計を一にする妻から事業資金と店舗建物を借りているほか、生計を一にしていない長女にお店を手伝ってもらっている。この場合において、次の記述のうち、千田さんの所得税の事業所得の必要経費に算入されるものとして、最も適切なものはどれか。

1. 長女に対して支払う給与であって、労務の対価として相当と認められる給与
2. 妻から借りている事業資金に係る元金の返済額
3. 妻から借りている事業資金に係る適正な利率による利息
4. 妻から借りている店舗建物に係る賃借料

問5

個人の株式等の譲渡等に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題14)

(設問A) 浅見さんが2025年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりであった場合、浅見さんの2025年分の所得税の確定申告で総合課税を選択したときの配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、確定申告不要を選択できるものについては、すべて申告不要を選択するものとする。

銘柄等	配当等の金額 (税引前)	左記の 計算期間	備考
株式会社TF	58,000円	6ヵ月	・ 上場株式である。
	49,000円	6ヵ月	
株式会社TG	66,000円	6ヵ月	・ 非上場株式である。
	33,000円	6ヵ月	
株式会社TH	250,000円	12ヵ月	・ 非上場株式である。
国内公募 株式投資信託	170,000円	12ヵ月	・ 国内の上場株式を投資対象とする投資信託である。 ・ 2024年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。 ・ 分配は年1回であり、左記の金額は普通分配金に該当する。

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、浅見さんはいずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 浅見さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2025年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2025年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 250,000円
2. 316,000円
3. 374,000円
4. 486,000円

(問題 15)

(設問B) 天野さんの2025年分の所得等は以下のとおりである。所得税の配当所得についてすべて総合課税により確定申告をした場合、天野さんの2025年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

	金額	備考
配当所得	1,700,000円	内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当等で、少額配当に該当するものはない。
事業所得	11,900,000円	青色申告特別控除後の金額である。
譲渡所得	▲300,000円	2025年7月に売却したゴルフ会員権の譲渡損失である。天野さん個人が会員であるゴルフ会員権であり、この譲渡は事業所得や雑所得には該当しない。
所得控除額	2,500,000円	—

1. 85,000円
2. 115,000円
3. 130,000円
4. 140,000円

(問題 16)

(設問C) 安藤さんの2021年から2025年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について各年分において申告分離課税により確定申告をした場合、安藤さんの2025年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の額として、正しいものはどれか。

年分	譲渡所得の金額		配当所得の金額
	銘柄	譲渡所得の内訳	
2021年分	株式会社TQ	収入金額 230万円 取得費 299万円 譲渡費用 2万円	8万円
2022年分	株式会社TR	収入金額 430万円 取得費 411万円 譲渡費用 4万円	7万円
2023年分	株式会社TS	収入金額 570万円 取得費 588万円 譲渡費用 5万円	11万円
2024年分	取引なし		10万円
2025年分	株式会社TV	収入金額 369万円 取得費 305万円 譲渡費用 3万円	9万円

- ・ 安藤さんは2021年分の所得税の確定申告以後、連続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2020年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、安藤さんは、いずれの株式においても大口株主等に該当しない。
- ・ 少額投資非課税制度の口座（NISA口座）の利用による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引は、すべて証券会社を経由して行っている。

1. 2万円
2. 12万円
3. 23万円
4. 43万円

(問題 17)

(設問D) 馬場さんの2025年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。馬場さんの2025年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

銘柄	取得日	譲渡日	譲渡価額	左記に対応する 取得費等	備考
Q A 株式	2024年 2月14日	2025年 4月21日	610万円	520万円	(注1)
Q B 株式	2022年 3月15日	2025年 6月26日	490万円	530万円	(注2)
Q C 株式	2025年 1月20日	2025年 8月18日	130万円	120万円	(注3)
Q D 株式	2018年 7月30日	2025年 9月11日	310万円	290万円	(注4)

・ 馬場さんはこれまでに上記以外の上場株式等の取引を行っていないものとする。

(注1) 馬場さんは、従前からA証券会社にA特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、そのA特定口座でQ A 株式の取引を行っている。なお、本年中にA特定口座で行われた取引はQ A 株式の譲渡のみである。

(注2) 馬場さんは、従前からB証券会社にB特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、そのB特定口座でQ B 株式の取引を行っている。なお、本年中にB特定口座で行われた取引はQ B 株式の譲渡のみである。

(注3) 馬場さんは、2024年1月開始の新制度による少額投資非課税制度の口座（以下「N I S A 口座」という）をC証券会社に開設し、そのN I S A 口座でQ C 株式の取引を行っている。なお、本年中にN I S A 口座で行われた取引はQ C 株式の取得と譲渡のみである。

(注4) 馬場さんは、従前からD証券会社にD一般口座（N I S A 口座には該当しない）を開設しており、そのD一般口座でQ D 株式の取引を行っている。なお、本年中にD一般口座で行われた取引はQ D 株式の譲渡のみである。

1. 50万円
2. 70万円
3. 80万円
4. 110万円

(問題 18)

(設問E) 藤原さんの2025年中の上場株式の取引内容は以下のとおりである。藤原さんの2025年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、申告する譲渡所得の金額が最も少なくなるように計算すること。

銘柄	取引日	区分	数量	単価	取得費	譲渡価額	譲渡費用
QE株式	2025年10月9日	譲渡	500株	3,800円	<資料>	1,900,000円	15,000円

<資料> 2025年中に譲渡したQE株式の取引の状況は以下のとおりである。

取引日	区分	数量	単価	収入金額	支払金額
2021年6月8日	取得	900株	2,600円	—	2,340,000円
2022年11月17日	取得	300株	3,000円	—	900,000円
2024年5月16日	譲渡	1,000株	4,000円	4,000,000円	—
2025年1月24日	取得	1,000株	3,300円	—	3,300,000円

- ・ 単価および支払金額は手数料を含んだ金額である。
- ・ 藤原さんは、証券会社の一般口座で取引を行っており、上記以外の株式の取引は行っていないものとする。

1. 235,000円
2. 250,000円
3. 285,000円
4. 535,000円

(問題 19)

(設問F) 2024年1月から開始した新制度による少額投資非課税制度（以下「NISA」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. NISAの口座開設可能期間は恒久化し、非課税で保有できる期間も無期限とされている。
2. 年間の投資上限額は、つみたて投資枠（特定累積投資勘定）が120万円、成長投資枠（特定非課税管理勘定）が240万円で、同一年において併用が可能である。
3. 生涯の非課税保有限度額（総枠）は1,800万円であり、うち成長投資枠（特定非課税管理勘定）は1,200万円である。
4. 生涯の非課税保有限度額（総枠）は、NISAの口座内で取得した商品を売却した場合、再利用することができず、口座内の残高ではなく投資額の累積で管理される。

問6

ストック・オプションに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題20)

(設問A) R X株式会社（設立後20年以上の株式会社）に勤務する明石さんは、R X社から8年前に以下の条件で付与されたストック・オプションについて、5年前にすべて権利行使をしてR X社の株式を取得し、2025年中に全株式を売却した。この場合において、明石さんの2025年分の所得税の計算上、株式等に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、税制適格要件はすべて満たしており、その適用を受ける旨の届出をしている。また、2025年中に明石さんが譲渡した株式はこのほかになく、譲渡費用は考慮しないものとする。

・ 明石さんへの付与株数	1,500株
・ 権利付与時のR X社の株式の時価	1株 3,000円
・ 権利行使価額	1株 4,000円
・ 権利行使株数	1,500株
・ 権利行使時のR X社の株式の時価	1株 5,000円
・ 売却価額	1株 7,000円

※このほかに明石さんが保有しているR X社の株式はない。

1. 150万円
2. 300万円
3. 450万円
4. 600万円

問 7

居住用財産の譲渡に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、森林環境税、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとします。

(問題 2 1)

(設問A) 川久保さんは、所有する居住用財産（土地および建物）を2025年8月に売却した。居住用財産の売却に関する内容は以下のとおりである。川久保さんの居住用財産の譲渡による手取り金額（譲渡価額から譲渡費用と譲渡所得に係る所得税および住民税の合計を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。また、所得税および住民税の金額は、所得控除を考慮せず計算し、解答に当たっては、納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

<川久保さんの居住用財産の売却に係る内容>

取得年月	1985年9月	取得価額	土地	26,000,000円
			建物（鉄筋コンクリート造） （注1）	40,000,000円
譲渡年月	2025年8月	譲渡価額	土地および建物	83,000,000円
		譲渡費用（注2）		2,900,000円

（注1）居住用建物（鉄筋コンクリート造）の法定耐用年数は47年である。

（注2）譲渡費用は譲渡年において現金で支払ったものである。

[建物の取得費の計算方法]

① 建物の取得価額	40,000,000円
② 建物の減価償却費相当額	***円
③ 建物の取得費（＝①－②）	***円

[旧定額法の償却率]

年数	47年	70年	71年
償却率	0.022	0.015	0.014

[居住用財産の譲渡により増加する手取り金額の計算方法]

① 居住用財産の譲渡価額	83,000,000円
② 譲渡費用	2,900,000円
③ 譲渡所得に係る所得税および住民税の合計	***円
④ 居住用財産の譲渡による手取り金額（＝①－②－③）	***円

※問題作成の都合上、一部を「***」で表示している。

1. 77,890,800円
2. 78,960,000円
3. 79,302,000円
4. 79,503,600円

(問題22)

(設問B) 井川さんは、所有する居住用財産（土地および建物）を売却した。井川さんの所有していた居住用財産の売却等に関する内容が以下のとおりである場合、井川さんの所得税の計算上、2026年以後に繰り越される譲渡損失の金額として、正しいものはどれか。なお、所得税の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除の特例」の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

○居住用財産の譲渡に係る内容

- ・ 取得費 5,500万円
- ・ 所有期間 10年
- ・ 譲渡契約前日の住宅ローン残高 4,000万円
- ・ 譲渡契約日 2025年6月30日（譲渡契約日をもって譲渡した日とする）
- ・ 譲渡価額 3,200万円
- ・ 譲渡費用 120万円

※買換資産は取得していない。

○2025年中の所得等に係る内容

- ・ 給与所得 460万円
- ・ 所得控除額 190万円

1. 150万円
2. 340万円
3. 800万円
4. 1,960万円

(問題 23)

(設問C) 飯田さんの母は、2023年11月に死亡した。飯田さんは母が生前住んでいた居住用財産(土地および建物)のすべてを相続(限定承認ではない)により取得した。飯田さんがこの居住用財産を売却し、「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特例(3,000万円の特別控除の特例)」(以下「本特例」という)の適用を受ける場合の要件に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢において、適用を受けるための他の要件はすべて満たしているものとする。

1. 相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに居住用財産を売却する場合、本特例の適用を受けることができる。
2. 相続開始の直前において、居住用財産に母が一人で暮らしていた場合、本特例の適用を受けることができる。
3. 居住用財産を売却する場合、相続時から売却時まで、事業の用、貸付けの用、居住の用いずれの用途にも使われていないときは、本特例の適用を受けることができる。
4. 居住用財産が1981年5月31日以前に建築された建物であっても、区分所有建物である分譲マンションの場合、本特例の適用を受けることができる。

問 8

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 2 4)

(設問A) 以下の表の4人のうち、2025年分の所得税の計算上、ひとり親控除の適用対象になる者は誰か。なお、いずれの者も生計を一にする子があり、再婚はしていない。また、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者もない。

名前	杉野さん	広尾さん	浜松さん	住吉さん
性別	女性	女性	男性	女性
年齢	48歳	45歳	55歳	54歳
ひとり親の理由	未婚	死別	離婚	離婚
本人の合計所得金額	450万円	510万円	520万円	480万円
生計を一にする子の 総所得金額等	60万円	48万円	30万円	48万円

- ・ 生計を一にする子は、他の人の同一生計配偶者または扶養親族とはされていない。
- ・ 上記内容は2025年12月末時点の現況である。

1. 杉野さん
2. 広尾さん
3. 浜松さん
4. 住吉さん

(問題 2 5)

(設問B) 雑損控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 雑損控除は、別荘などの、主に趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する資産の災害による損失についても適用を受けることができる。
2. 雑損控除は、詐欺による損害について適用を受けることができる。
3. 雑損控除において、その年の所得金額から控除しきれない雑損失の金額がある場合には、翌年以後7年間繰り越して控除することができる。
4. 雑損控除、社会保険料控除と障害者控除があった場合の所得控除を行う順序は、まず雑損控除から行う。

(問題 26)

(設問C) 給与所得者の桑原さんが2025年中に支払った医療費等が以下のとおりである場合、桑原さんの2025年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、桑原さんの給与所得の金額は600万円で、給与所得以外の所得はないものとする。また、解答に当たっては、2025年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算するものとする。

治療等を受けた者	内容	2025年中における支払金額	備考
桑原さん	外科の治療費	100,000円	病院に支払った治療費であり、加入している医療保険から通院給付金30,000円を受け取った。
	薬局で購入した薬代	65,000円	左記のうち、60,000円は特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）に該当するものである。
妻	内科の治療費	9,000円	左記には、インフルエンザの予防接種代3,000円が含まれている。このほか、受診のため病院まで利用した公共交通機関の交通費4,000円を支払った。
長男	薬局で購入した薬代	13,000円	左記の全額は特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）に該当するものである。

- ・ 妻は桑原さんと同居し、生計を一にしている。
- ・ 長男は大学の通学のため他県に居住しているが、桑原さんと生計を一にしている。
- ・ 桑原さんは、2025年中に健康の保持増進および疾病の予防として、一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。

1. 58,000円
2. 61,000円
3. 73,000円
4. 88,000円

問9

所得税の損益通算に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題27)

(設問A) 大垣さんの2025年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、大垣さんの2025年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額	備考
給与所得	270万円	—
事業所得	▲250万円	—
不動産所得	▲80万円	アパートの貸付けによるもので、土地を取得するために要した負債利子はない。
譲渡所得	▲50万円	別荘の売却による譲渡損失である。
一時所得	390万円	生命保険契約の解約による金額である。
雑所得	▲20万円	臨時的な原稿の執筆による金額である。

- ・ 所得控除額は100万円である。

1. 35万円
2. 40万円
3. 55万円
4. 65万円

(問題 28)

(設問B) 宇野さんは、銀行借入れにより賃貸用マンションを購入した。宇野さんの2025年分の所得等が以下のとおりであった場合、宇野さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、解答に当たっては、所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

○給与所得：850万円

○不動産所得

・ 賃貸収入：240万円

・ 必要経費

支払利息：100万円（マンション取得に要した借入金利子）

その他経費：250万円（必要経費として適正額）

○不動産購入時の内容

取得価額		購入資金	
土地	2,500万円	自己資金	1,000万円
建物	3,500万円	銀行借入金	5,000万円
合計	6,000万円	合計	6,000万円

・ 土地と建物は、一の契約により、同一の者から取得した。

・ 銀行借入金の金額は、土地と建物ごとに区分されていない。

1. 740万円
2. 770万円
3. 790万円
4. 840万円

(問題 29)

(設問C) 青山さんの2025年における所得の金額等が以下のとおりである場合、青山さんの2025年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額等		備考
事業所得	売上高	1,465万円	—
	必要経費	1,240万円	—
不動産所得	収入金額	810万円	—
	必要経費	970万円	土地負債利子30万円が含まれている。
譲渡所得	収入金額	240万円	営業用車両の売却による金額である。
	取得費等	300万円	
一時所得	収入金額	1,850万円	生命保険契約の解約による返戻金額である。
	収入を得るために支出した金額	1,570万円	既払込保険料である。

- ・ 青山さんは申告期限内に適正に申告しており、65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。
- ・ 青山さんの不動産の貸付けは、事業的規模に該当しない。

1. 115万円
2. 140万円
3. 145万円
4. 180万円

問 10

所得税における純損失の繰越控除に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題30)

(設問A) 塩谷さんは2025年4月に勤務先を退職し、2025年5月から個人で飲食店を開業した。2025年から2029年までの所得等が以下のとおりである場合、塩谷さんの2029年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。なお、塩谷さんは開業時から青色申告書（損失申告書を含む）を申告期限内に提出しており、純損失の繰越控除の適用があるものとする。また、純損失の繰戻還付の適用は受けないものとする。

年	各種所得の金額	所得控除額
2025年	給与所得 100万円 事業所得 ▲450万円	100万円
2026年	事業所得 ▲150万円	90万円
2027年	事業所得 100万円	80万円
2028年	事業所得 150万円 遊休土地の譲渡所得 300万円	100万円
2029年	事業所得 350万円 一時所得 ▲50万円	70万円

- ・ 事業所得の損失の金額には、被災事業用資産の損失の金額はない。

1. 30万円
2. 80万円
3. 130万円
4. 280万円

問 1 1

所得税の計算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円 から 1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から 3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から 6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から 8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から 17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 から 39,999,000円 まで	40%	2,796,000円
40,000,000円 以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

(問題 3 1)

(設問A) 細井さんの2025年における所得の金額等が以下のとおりである場合、細井さんの2025年分の所得税額として、正しいものはどれか。

所得区分	金額		備考
給与所得	所得金額	115万円	—
退職所得	収入金額	540万円	勤続年数は12年である。
事業所得	収入金額	900万円	家具店の事業に係るものである。
	必要経費	300万円	
不動産所得	収入金額	300万円	事業的規模ではなく、必要経費には土地負債利子は含まれていない。
	必要経費	440万円	

- ・ 細井さんの所得控除の金額は110万円である。
- ・ 細井さんは、65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。
- ・ 障害者になったことを基因とする退職ではない。
- ・ 「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出されているものとする。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 387,500円
2. 402,500円
3. 432,500円
4. 492,500円

(問題 3 2)

(設問B) 個人事業者の木内さん(非永住者以外の居住者)の2025年中の収入等が以下のとおりであった場合、木内さんの2025年分の所得税額(確定申告における年税額)として、正しいものはどれか。

○事業所得

- ・ 収入金額 800万円
- ・ 必要経費 335万円

※木内さんは青色申告者であり、65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。

○外貨預金に係る損益(為替予約は行っていない)

銀行名	預金利息(税引前)	為替差損益
R A 銀行	3万円	為替差損 17万円
R B 銀行	10万円	為替差益 8万円

※これらの外貨預金の受取利息はいずれも国内において源泉徴収されており、かつ外国所得税が課されるものではない。

○所得控除額 190万円

1. 103,500円
2. 112,500円
3. 116,500円
4. 125,500円

問 1 2

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、2025年分の所得税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

＜住宅ローン控除借入限度額＞（2025年に住宅を新築等して入居した場合）

区分		借入限度額
認定住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円
		特例対象個人：5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円
		特例対象個人：4,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円
		特例対象個人：4,000万円

(問題 3 3)

(設問A) 会社員の工藤さん(41歳)には妻(35歳)がおり、2025年6月に新築の自宅を取得して、同年7月に居住を開始した。工藤さんが取得した不動産の概要等が以下のとおりである場合、工藤さんの2025年分の所得税の計算上、確定申告により適用を受けることができる住宅ローン控除の金額として、正しいものはどれか。

<取得した不動産の概要>

○土地

- ・ 面積：200m²
- ・ 取得価額：6,500万円

○建物

- ・ 鉄骨造2階建(認定長期優良住宅)
- ・ 床面積：90m²(すべて居住用である)
- ・ 取得価額：3,000万円

※持分はすべて工藤さんであり、工藤さんの名義で登記している。

[取得資金等]

調達先等	金額	2025年の 年末借入金残高	返済期間	金利	債務者	備考
自己資金	3,900万円	—	—	—	—	—
金融機関	5,000万円	4,920万円	25年	1.2%	工藤さん	—
工藤さんの父	600万円	570万円	10年	2.0%	工藤さん	(注)
合計	9,500万円	5,490万円	—	—	—	—

(注) 公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

[2025年分の所得等]

- ・ 給与所得 800万円(年末調整による所得税額 707,200円)

[その他]

- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 315,000円
2. 344,400円
3. 350,000円
4. 384,300円

問 1 3

所得税の申告に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 4)

(設問A) 青色申告を行う井上さんは、所得税の確定申告を申告期限後に行った。期限後に申告した場合に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、税務署長がやむを得ない事情があると認めるとき等、特に記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 青色事業専従者給与について、その年分の必要経費に算入することができない。
2. 青色申告特別控除の適用を受けることができない。
3. 純損失の繰越控除の適用を受けることができない。
4. この申告に係る所得税の納付について延納や振替納税の適用を受けることができない。

問 1 4

消費税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、課税期間の納付税額が最も少なくなる方法を選択するものとします。

(問題 3 5)

(設問A) 株式会社TYの第20期(以下「当期」という)の損益等の状況は以下のとおりである。当期の基準期間における課税売上高が45,000千円である場合、TY社の当期の消費税の年税額として、最も適切なものはどれか。なお、本設問における「消費税」とは、国税である消費税7.8%および地方消費税2.2%のことをいい、経過措置および軽減税率に該当する取引はないものとする。

<損益等の状況 第20期(2024年4月1日から2025年3月31日)>

項目		金額(税込み)	備考
収益	売上高	44,000千円	全額、課税対象取引の売上高に該当する。 (内訳) ・ 第2種事業に該当する金額 39,600千円 ・ 第5種事業に該当する金額 4,400千円
費用	仕入高	29,700千円	全額、課税仕入れに該当する。
	給料手当	9,800千円	—
	減価償却費	1,100千円	—
	接待交際費	429千円	このうち、99千円は非課税仕入れに該当する。
	その他経費	1,485千円	全額、課税仕入れに該当する。
	費用合計	42,514千円	—

- ・ このほかに、取得価額385千円(税込み)の器具備品(固定資産)を購入している。
- ・ TY社(1年決算法人)の消費税の課税期間は1年であり、設立以来、継続して課税事業者である。また、当期および翌期の課税期間においても課税事業者に該当する。
- ・ TY社は課税事業者に該当することとなったときから「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しており、その後「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出したことはなく、継続して消費税簡易課税制度を選択することができる事業者に該当する。
- ・ TY社は2023年10月1日より適格請求書発行事業者の登録を受けている。
- ・ TY社の取引先はすべて、2023年10月1日より適格請求書発行事業者の登録を受けている。
- ・ TY社は消費税の計算に関して適切な記帳および書類の保存を行っている。
- ・ 課税売上割合について著しい変動はないものとする。
- ・ 記載されたもの以外に、課税売上および課税仕入れに該当する取引はない。

1. 800,000円
2. 920,000円
3. 1,100,000円
4. 2,000,000円

問 1 5

個人事業税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 3 6)

(設問A) 谷口さんは、2025年に個人で美容院を開業した。谷口さんは、そのほかに相続した不動産の貸付けによる収入もある。谷口さんの2025年分の所得等が以下のとおりであった場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上(収入)金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、年の中途での廃業はなく、1年を通して事業は行われているものとする。

- ・ 不動産所得の金額 ▲50万円 (土地の取得に要した負債利子はない)
- ・ 事業所得の金額 540万円 (青色申告特別控除額を控除する前の金額である)
- ・ 所得控除額 100万円

※2024年に純損失▲60万円が発生しているが、適正に繰り越されている。

※65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。

※不動産所得を生じる事業は第1種事業に該当し、事業所得を生じる事業は第3種事業に該当する。

1. 20,000円
2. 37,500円
3. 70,000円
4. 100,000円

問 16

株式会社Q Fは、通信機械器具に関連した製造業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人で、常時使用する従業員の数が100人未満の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、Q F社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、適用除外事業者以外の中小企業者等に該当します。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

<資料>

当期（2024年10月1日～2025年9月30日）のQ F社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

[租税公課に関する事項]

当期において損金経理により、損益計算書上の租税公課勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

法人税（当期中間分の本税）	6,692千円
地方法人税（当期中間分の本税）	689千円
法人住民税（当期中間分の本税）	569千円
法人事業税（当期中間分の本税）	2,550千円
特別法人事業税（当期中間分の本税）	883千円
固定資産税	123千円
利子税（前期分確定法人税の納期延長に係るもの）	30千円
延滞税（当期分中間法人税の納付遅延に係るもの）	70千円
延滞金（社会保険料の納付遅延に係るもの）	50千円

[接待交際費に関する事項]

当期において損金経理により、損益計算書上の接待交際費勘定に計上された金額の内訳は以下のとおりである。

- ・ 得意先役員を旅行に招待した費用 830千円
（交通費、宿泊費等の750千円と旅行時のゴルフのプレー代80千円の合計である。なお、ゴルフの参加人数は10名であり、業務の遂行上必要なものであると認められる）
- ・ 営業部長に対して毎月定額で支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 240千円
- ・ 常務取締役に対して臨時的に支出した渡切交際費（実質的な給与と認められる） 500千円
- ・ 当社得意先、仕入先へのお中元・お歳暮の贈答費用 1,645千円
- ・ 得意先との打合せ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 120千円
（参加人数は20名である）
- ・ その他税務上交際費等の額と認められる金額 6,458千円
（接待飲食費に該当するものは含まれていない）

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

[旅費交通費に関する事項]

海外出張の旅費として1,700千円（代表取締役分1,000千円と同伴者である代表取締役の妻の分700千円の合計）を支払い、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。妻はQF社の業務に従事しておらず、業務遂行上の必要性は認められない。また、代表取締役の旅費のうち通常必要と認められる金額は600千円である。

[寄附金に関する事項]

当期に支出した300千円は、学術研究の経費のために国立大学に寄附したものである。

[減価償却費に関する事項]

種類	取得価額	当期償却費	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	事業供用日	備考
冷暖房設備 (器具備品)	300千円	300千円	0円	6年	2025年 6月24日	(注1) (注2)
電子計算機 (器具備品)	3,060千円	3,060千円	0円	4年	2025年 7月14日	(注1) (注3)

(注1) 自社使用の目的で取得した新品であり、貸付けの用に供されているものはない。

(注2) 当期6月24日に単価300千円のものを取得し、直ちに事業の用に供したものである。

(注3) 当期7月14日に単価180千円のを17台取得し、直ちに事業の用に供したものである。

[償却率等]

耐用年数	定額法	定率法	改定償却率	保証率
4年	0.250	0.500	1.000	0.12499
6年	0.167	0.333	0.334	0.09911

[貸倒損失に関する事項]

取引先名	貸倒損失の金額	備考
QG社	900千円	QG社に対し貸付金700千円および前渡金200千円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力からみて全額が回収不能と認められるため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。
QH社	600千円	QH社に対し貸付金600千円を有しているが、当期中にQH社が民事再生法による再生手続開始の申立てを行ったため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、当期末において再生計画は認可決定されていない。
QI社	800千円	継続的な取引先であるQI社に対し貸付金800千円を有しているが、最後の弁済を受けてから1年以上が経過したため、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。

(問題 37)

(設問A) 当期の法人税額の計算上、租税公課に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 8,100千円
2. 8,070千円
3. 8,050千円
4. 8,020千円

(問題 38)

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,173千円
2. 1,053千円
3. 933千円
4. 853千円

(問題 39)

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与（報酬・賞与）のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,900千円
2. 1,840千円
3. 1,600千円
4. 1,000千円

(問題 40)

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、QF社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 424,200円
2. 386,700円
3. 336,750円
4. 240,000円

(問題 4 1)

(設問 E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 2,300千円
2. 1,600千円
3. 1,400千円
4. 800千円

(問題 4 2)

(設問 F) QF社の同業他社である株式会社QJ（資本金1,000万円）の課税所得の推移が以下のとおりである場合、当期の第13期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、QJ社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2012年9月1日～2013年8月31日	青色	▲2,500千円
第2期	2013年9月1日～2014年8月31日	青色	▲410千円
第3期	2014年9月1日～2015年8月31日	青色	▲350千円
第4期	2015年9月1日～2016年8月31日	青色	10千円
第5期	2016年9月1日～2017年8月31日	青色	▲1,070千円
第6期	2017年9月1日～2018年8月31日	青色	120千円
第7期	2018年9月1日～2019年8月31日	青色	690千円
第8期	2019年9月1日～2020年8月31日	青色	810千円
第9期	2020年9月1日～2021年8月31日	青色	370千円
第10期	2021年9月1日～2022年8月31日	青色	190千円
第11期	2022年9月1日～2023年8月31日	青色	470千円
第12期	2023年9月1日～2024年8月31日	青色	340千円
第13期	2024年9月1日～2025年8月31日	青色	1,520千円

- ・ 災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 1,420千円
2. 1,330千円
3. 1,020千円
4. 610千円

問 17

これまで個人で理髪店を営んできた野村さんは、事業拡大を機に株式会社への法人成りを考えるようになりました。以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題43)

(設問A) 野村さんは、株式会社への法人成りを検討するに当たり、会社法について調べてみた。会社法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、累積投票については考慮しないものとする。

1. 剰余金の配当についての回数制限はなく、同一事業年度中に何回でも行うことができる。
2. 剰余金の配当に関する決議は、株主総会の決議事項であり、定款に別段の定めがない場合、取締役会だけで剰余金の配当に関する決議を行うことはできない。
3. 取締役を選任する場合には、原則として、株主総会に議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の過半数の賛成が必要となる。
4. 取締役を解任する場合には、原則として、株主総会に議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要となる。

(問題 4 4)

(設問B) 会社設立後のある事業年度(4月1日から翌年3月31日までの12ヵ月)において、代表取締役に対して以下のとおり役員給与を支給した場合、法人税における課税所得の金額の計算上、この役員給与のうち損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、この役員給与は事前確定届出給与および業績連動給与には該当せず、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

支給日	金額	備考	支給日	金額	備考
4月25日	80万円		10月25日	80万円	
5月25日	80万円		11月25日	30万円	(注2)
6月25日	80万円	(注1)	12月25日	30万円	
7月25日	80万円		1月25日	30万円	
8月25日	80万円		2月25日	30万円	
9月25日	80万円		3月25日	30万円	

(注1) 5月26日開催の定時株主総会において、6月以降に支給する給与についてこれまでと同額の給与を支給する決議を行った。

(注2) 会社の業績が予想以上に悪化したため、10月26日に臨時株主総会を開催し、11月からの給与を月額80万円から30万円に減額する決議を行った。なお、この業績の悪化は、業績悪化改定事由に該当するものと認められる。

1. 710万円
2. 560万円
3. 150万円
4. 0円

(問題45)

(設問C) 法人がある事業年度において、代表取締役に対して役員給与を支払っているほか、社宅を提供して家賃を徴収している場合、その内容が以下のとおりであったとき、代表取締役の給与の収入金額と、その法人の課税所得の金額の計算上、損金不算入となる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、役員給与については、不相当に高額な部分の金額はないものとする。

<役員給与の内容>

- ・ 毎月の給与の合計額：780万円（すべて定期同額給与に該当する）
- ・ 賞与：80万円（事前確定届出給与および業績連動給与には該当しない）

※金額はいずれも年間の合計額である。

<社宅家賃の内容>

- ・ 役員給与から天引きした社宅の家賃：84万円（月額7万円×12ヵ月分）
- なお、当該社宅に係る通常の賃貸料相当額は月額12万円である。

1. 給与の収入金額	1,004万円	損金不算入額	140万円
2. 給与の収入金額	1,004万円	損金不算入額	80万円
3. 給与の収入金額	920万円	損金不算入額	140万円
4. 給与の収入金額	920万円	損金不算入額	80万円

問 18

法人が契約した生命保険に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 株式会社P Yの代表取締役を務めていた唐沢さんは、2025年1月31日にP Y社の代表取締役を退任した。P Y社が以下のような生命保険の解約返戻金の受領および退職金の支給決議を行った場合に、P Y社の当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の法人税における所得金額の変動に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

< P Y社の生命保険契約に係る内容 >

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ① P Y社が受け取った唐沢さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金 | 5,000万円 |
| ② P Y社の保険金受取時の貸借対照表上の保険積立金 | 3,000万円 |

※すべて①の生命保険に該当するもので、税務上適正額である。

< 退職金に係る内容 >

- | | |
|-------------------------|---------|
| ○ P Y社より唐沢さんに支給された退職一時金 | 5,000万円 |
|-------------------------|---------|
- ・ 唐沢さんの退職金は税務上適正額と認められる。
 - ・ 2025年2月に臨時株主総会を開催して退職金の額が適法に決定され、2025年3月に支給された。
 - ・ 唐沢さんは、代表取締役の退任後、会社の経営には携わっておらず役員報酬も受け取っていない。

1. 所得金額は3,000万円減少する。
2. 所得金額は2,000万円減少する。
3. 所得金額は変わらない。
4. 所得金額は2,000万円増加する。

問 19

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 47)

(設問A) 株式会社GHの代表取締役である永井さんは、2025年9月に個人所有のA土地およびB土地を一つの契約でGH社に譲渡した。この譲渡等に関する内容が以下のとおりである場合、永井さんの2025年分の所得税の計算上、これらの土地に係る譲渡所得の計算において総収入金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

	A土地	B土地
取得年月	1992年7月	2006年2月
取得価額	1,500万円	2,500万円
譲渡価額	1,600万円	3,200万円
譲渡時の時価	2,800万円	6,600万円

1. 4,800万円
2. 6,000万円
3. 8,200万円
4. 9,400万円

(問題 48)

(設問B) 株式会社GIの非常勤取締役である平尾さんは、役員給与として年600万円の収入を得ているが、このほか2025年中に、GI社から帳簿価額50万円の絵画を70万円で譲り受けた。この絵画の譲渡時における時価が200万円であった場合、平尾さんの2025年分の所得税の計算上、給与の収入金額として、正しいものはどれか。

1. 620万円
2. 730万円
3. 750万円
4. 800万円

問20

文房具の販売業を営む株式会社GNの財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、売上原価は変動費に、売上総利益は限界利益に、販売費及び一般管理費は固定費に該当するものとします。

＜貸借対照表＞			
2026年3月31日現在			
(単位：千円)			
流動資産	7,500	流動負債	2,500
固定資産	2,500	固定負債	1,500
有形固定資産	1,500	純資産	6,000
無形固定資産	750	資本金	1,000
投資その他の資産	250	利益剰余金	5,000
資産合計	10,000	負債・純資産合計	10,000

＜損益計算書＞	
自	2025年4月 1日
至	2026年3月31日
(単位：千円)	
売上高	100,000
売上原価	60,000
売上総利益	40,000
販売費及び一般管理費	37,500
営業利益	2,500

(問題49)

(設問A) GN社の営業利益が0円となる売上高(損益分岐点売上高)として、正しいものはどれか。

1. 62,500千円
2. 93,750千円
3. 96,250千円
4. 97,500千円

(問題 50)

(設問B) GN社の貸借対照表から読み取れる次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、各選択肢の数値は、表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。

1. 流動比率は短期的な支払い能力を示す指標であり、GN社の流動比率は33.3%である。
2. 固定比率は固定資産を返済義務のない自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、GN社の固定比率は41.7%である。
3. 固定長期適合率は固定資産を固定負債と自己資本でどれだけ賄っているかを示す指標であり、GN社の固定長期適合率は33.3%である。
4. 自己資本比率は総資本に占める自己資本の割合を示す指標であり、GN社の自己資本比率は60.0%である。